

自動車部品サプライヤー事業再構築支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この事業は、自動車関連産業に携わる又は今後携わる意思のある県内のものづくり中小企業者等に対し、専門家を派遣して各企業の事業戦略の策定支援や自社技術を売り込むための手法等について指導・助言を行うことにより、本県の中小企業者等の更なる競争力向上・販路拡大を図る。

(用語の定義)

第2条 この要領において、「中小企業者等」とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に定める企業で、県内に事業所を有するものとする。ただし、みなし大企業は除く。

2 この要領において、「みなし大企業」とは、次の各号のいずれかに該当する中小企業者をいう。

- (1) 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有
- (2) 発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を複数の大企業が所有
- (3) 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占める

3 この要領における「専門家」とは、知事が派遣指導の依頼をした者をいう。

4 この要領における「派遣指導」とは、専門家が中小企業者等に対して、企業の実態を考慮した上で、電動化等に向けた診断、指導及び助言することをいう。

5 この要領において、「新分野進出」とは、中小企業者等にとって新規性を有する市場等に対して販路を拡大することをいう。

(支援の対象)

第3条 支援対象となる中小企業者等は、次に掲げるものとする。

- (1) 自動車関連産業に携わる又は今後携わる意思のある県内の中小企業者等
- (2) 派遣指導により、支援の効果が期待できる状況にあると判断される県内の中小企業者等

(派遣指導の申請)

第4条 派遣指導を希望する中小企業者等は、「自動車部品サプライヤー事業再構築支援事業（専門家派遣）申請書」（別記様式1）を知事に提出するものとする。

2 前項の申請書が提出されたとき、知事は、専門家と協議の上、実施の適否を決定し、申請者へ通知するものとする。

3 知事は、派遣指導を受けることが認められた者（以下「派遣決定企業」という。）及び専門家と協議の上、指導内容及び派遣指導回数を決定するものとする。ただし、派遣指導回数は原則5回以内とする。

(専門家の責務)

第5条 専門家は、派遣決定企業の要請に応じて、誠実に責務を遂行しなければならない。

2 専門家は、本事業で知り得た事項を他に漏らしてはならない。

(報告)

第6条 派遣決定企業は、派遣指導1回ごとにその内容について、「自動車部品サプライヤー事業再構築支援事業(専門家派遣)実施状況報告書(派遣決定企業用)」(別記様式2)により、知事に報告するものとする。

2 専門家は、派遣指導1回ごとにその内容について、「自動車部品サプライヤー事業再構築支援事業(専門家派遣)実施状況報告書(専門家用)」(別記様式3)により、知事に報告するものとする。

(派遣指導の経費等)

第7条 専門家に対する謝金は、派遣指導1回あたり3万円とする。

2 知事は、前条による報告書をすべて受理した後、速やかに専門家に謝金及び旅費を支出するものとする。

3 専門家の派遣に要する旅費は、職員等の旅費に関する条例(昭和36年12月21日 条例第49号)に準じて算出するものとする。

(損害賠償)

第8条 専門家の派遣指導に伴い発生した事故、損害等については、次の各号により処理するものとする。

(1) 専門家の事故、傷病等については、栃木県及び派遣決定企業はその責を負わない。ただし、派遣決定企業の故意又は重大な過失により、専門家に損傷を与えた場合は、当該派遣決定企業がその責を負う。

(2) 専門家の指導・助言又は支援により、派遣決定企業に損害が生じた場合であっても、栃木県及び専門家はその責を負わない。ただし、専門家の故意又は重大な過失により派遣決定企業又は第三者に損害を与えた場合は、当該専門家がその責を負う。

(派遣の中止)

第9条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、専門家の派遣指導を中止することができる。

(1) 派遣決定企業から、専門家の派遣指導の中止等について申し出があり、知事が適当と認めた場合

(2) その他、専門家の派遣指導の中止が適当と認められる事由が発生した場合

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5(2023)年4月11日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6(2024)年4月1日から施行する。

別記様式1（第4条関係）

自動車部品サプライヤー事業再構築支援事業（専門家派遣）申請書

年 月 日

栃木県知事 様

（申請者）

所在地

名称

代表者名

次のとおり、派遣指導を受けたいので、自動車部品サプライヤー事業再構築支援事業実施要領第4条第1項の規定により、申請します。

業 種		資本金	千円
従業員数	人（正社員 名）	創業年月	年 月
事業内容 （主要取扱製品等）			
主な製造工程			
強みの固有技術・ 技能			
自社の現状・課題			
支援を受けたい事項	該当するものをチェックしてください（複数選択可）。 <input type="checkbox"/> 電動化に関する情報提供 <input type="checkbox"/> 自社の強みの見極めと今後の方向性の検討 <input type="checkbox"/> 新分野進出支援 <input type="checkbox"/> 自社技術等の売り込み手法（提案資料の作成方法や提案方法等） <input type="checkbox"/> WEBサイトを活用した効果的な宣伝方法 <input type="checkbox"/> その他（ ）		
	【上記チェック内容の詳細について記載してください。】		
派遣を受けるに当た る意欲、期待す ること			
連絡担当者	職名	氏名	電話
			Email

※会社案内等を添付してください。

※本内容は、派遣企業の選定、専門家からの助言等のための基礎情報として活用し、それ以外の目的には使用しません。

別記様式2（第6条関係）

自動車部品サプライヤー事業再構築支援事業（専門家派遣）
実施状況報告書（派遣決定企業用）

年 月 日

栃木県知事 様

（派遣決定企業）

所在地

名称

代表者名

（専門家）

氏名

次のとおり、自動車部品サプライヤー事業再構築支援事業実施要綱第6条の規定により、報告します。

1. 派遣指導日時

第 回	年 月 日 : ~ :
-----	-------------

2. 派遣指導の結果・状況等（できるだけ具体的に記入してください）

【指導を受けた内容】
【今後の対応】 （最終回は 【総括】 ）

※毎回指導終了後に提出をお願いします。

（次回指導予定： 年 月 日）

別記様式3（第6条関係）

自動車部品サプライヤー事業再構築支援事業（専門家派遣）
実施状況報告書（専門家用）

年 月 日

栃木県知事 様

（派遣決定企業）

所在地

名称

代表者名

（専門家）

氏名

次のとおり、自動車部品サプライヤー事業再構築支援事業実施要綱第6条の規定により、報告します。

1. 派遣指導日時

第 回	年 月 日 : ~ :
-----	-------------

2. 派遣指導の結果・状況等（できるだけ具体的に記入してください）

【指導した内容】
【今後の対応】（最終回は【総括】）

※毎回指導終了後に提出をお願いします。

（次回指導予定： 年 月 日）